

自賠責保険料率改定の基本的考え方について

平成13年11月

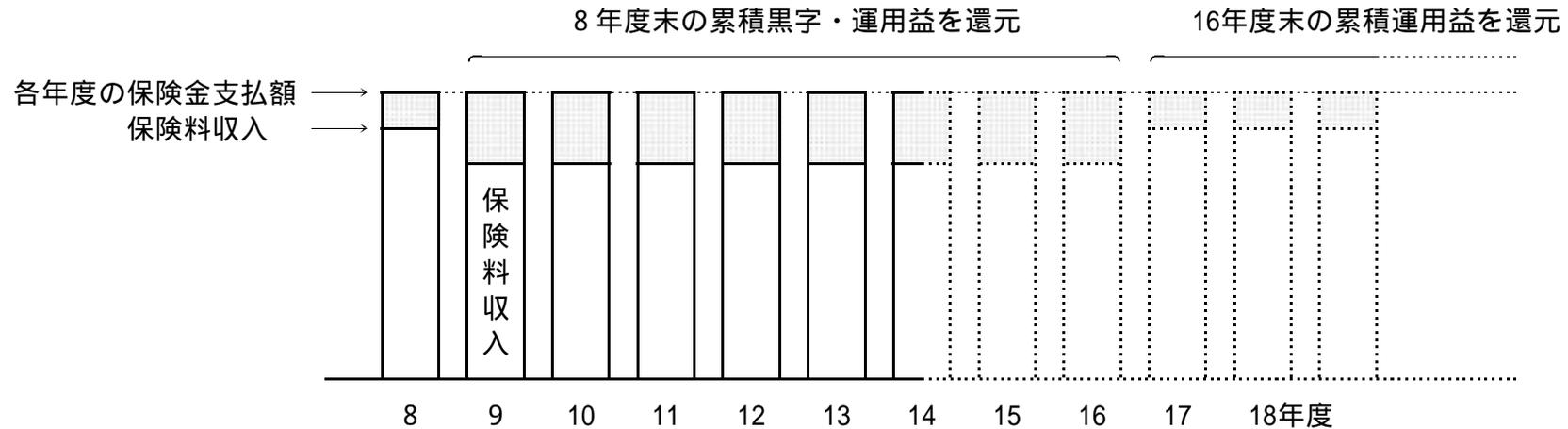
現行の保険料について

現行の自賠責保険の保険料は、平成9年5月に改定（15,600円⇒13,800円）されたものであるが、その際の考え方は以下のとおり。

- ・ 平成8年度末の累積黒字・運用益を、9年度以降8年間程度で、保険料に還元する。
- ・ 平成9年度以降新たに発生する運用益は、将来の保険料引下げ等の財源として留保する。

その結果、現在の保険料は、毎年度の保険料収入よりも支払保険金の方が多い「赤字料率」（予定損害率138.9）となっている。

（参考1）前回（9年5月）の料率改定時の考え方



（参考2）自賠責保険の保険料の構成

(赤字料率分)	純 保 険 料	損害 調査 費	営 業 費	代 理 店 手 数 料
	10,020	904	2,077	800
72.6%		付加保険料 27.4%		
13,800円				

（注）数値は、いずれも自家用乗用自動車2年契約（1年当たり）の額

(参考4) 自賠責保険の収支等の推移(12年度検証ベース)

(億円)

契約年度	保険料 (円)	収入純 保険料 (a)	支払 保険金 (b)	単年度 収 支	累 積 収支残	損害率 (b)÷(a) (%)	累積運用益	
							損保	特会
S 51	17,025	4,706	4,223	483	3,873	89.7	270	1,413
52	"	5,090	4,804	286	4,159	94.4	292	1,855
53	16,325	4,998	5,337	▲339	3,820	106.8	303	2,350
54	"	5,240	5,818	▲578	3,242	111.0	394	2,905
55	"	5,291	6,112	▲821	2,421	115.5	505	3,540
56	"	5,614	6,882	▲1,269	1,152	122.6	605	4,245
57	"	5,685	7,138	▲1,453	▲301	125.6	716	5,012
58	"	6,237	7,720	▲1,483	▲1,784	123.8	819	5,759
59	"	6,461	7,924	▲1,463	0	122.6	919	5,655
60	20,925	7,759	7,166	594	594	92.4	1,011	6,219
61	"	8,782	7,435	1,347	1,941	84.7	957	6,819
62	"	8,861	7,337	1,523	3,464	82.8	742	6,839
63	"	9,618	7,888	1,730	5,194	82.0	590	6,809
H元	"	9,961	8,012	1,950	7,144	80.4	779	7,612
2	"	10,328	8,173	2,155	8,868	79.1	1,029	8,526
3	19,100	8,800	8,456	344	9,211	96.1	1,300	9,618
4	"	8,530	7,913	617	9,829	92.8	1,542	10,755
5	15,600	7,463	8,696	▲1,233	8,596	116.5	1,753	11,976
6	"	7,484	8,480	▲996	7,600	113.3	1,932	13,209
7	"	7,753	8,544	▲792	6,809	110.2	2,071	14,091
8	"	7,969	8,825	▲855	5,953	110.7	2,184	14,807
9	13,800	7,134	8,888	▲1,754	4,199	124.6	2,287	15,485
10	"	7,028	9,148	▲2,120	2,079	130.2	2,383	15,871
11	"	7,212	9,437	▲2,225	▲146	130.8	2,467	16,062
12	"	7,291	9,551	▲2,260	▲2,406	131.0		

(注) 昭和59年度までの累積収支赤字は運用益で補填された。

平成2年度までの累積収支赤字のうち431億円は累積社費収支赤字の補填に充てられた。

保険料の額は自家用乗用自動車2年契約の場合の年額。

(参考5) 平成9年の料率改定の際の考え方

- ・ 損害率が従前の予想より良化していることを踏まえるとともに
- ・ 平成8年度末の累積黒字・累積運用益を8年間で保険料に還元することとし、保険料の引下げ(15,600円⇒13,800円)を実施。

⇒ 現在の保険料は、毎年度の保険料収入よりも支払保険金の方が多い「赤字料率」となっている。(予定損害率138.9)

(参考6) 社費の収支の推移

(億円)

年度	社費分 保険料 (円)	収 入 社 費	支 出 社 費	単年度 収支残	累 積 収支残
S 63	2,515	1,525	1,618	▲94	▲122
H元	"	1,519	1,649	▲130	▲252
2	"	1,594	1,772	▲179	0
3	3,075	1,968	1,865	103	103
4	"	1,963	1,972	▲9	94
5	3,160	2,196	2,032	164	258
6	"	2,206	2,080	126	384
7	"	2,242	2,126	116	500
8	"	2,299	2,165	133	633
9	2,980	2,194	2,152	42	675
10	"	2,160	2,156	3	678
11	"	2,218	2,204	14	692

(注) 社費分保険料の額は自家用乗用自動車2年契約の場合の年額。

保険料率改定の基本的考え方について（案）

（自賠法改正による制度変更の内容）

平成14年4月に政府再保険の廃止等を内容とする改正自賠法が施行されることに伴い、累積運用益の還元方法も変更されることとなった。具体的には、改正自賠法の規定により、以下の方法で累積運用益の還元を行うこととされている。

- ・平成13年度末における自賠責保険特別会計の累積運用益の概ね20分の11をユーザーに還元する。
- ・このため、政府は、平成14年度から平成19年度までの間に効力を生じる自賠責保険又は共済について、予算の範囲内において、保険料等充当交付金を保険会社又は組合に交付する。

（新保険料の算出方法等について）

このように特別会計分の累積運用益が交付金の形で還元されることを踏まえ、今回の保険料改定は、以下の方法で進めることとする。

まず、特別会計からの累積運用益還元を含めない形で、直近の事故率の変化等を踏まえた改定保険料を算定する。この際、平成13年度末に存する民間の累積運用益は、保険料等充当交付金と同じ6年間で還元することを前提に算定を行う。

保険料等充当交付金の額については、で算出された改定保険料を踏まえ、予算で定める。

保険契約者の利便を考慮し、契約者からは、改定保険料から保険料等充当交付金を予め除いた額を徴収することとする。（なお、予算が成立するまでの間に締結される契約については、保険料等充当交付金の見込額を控除した額を徴収する。）

（参考1）累積運用益の還元方法の新旧比較（網掛け部分が実際の負担額）

（現 行）

(赤字料率による還元)		純 保 険 料	付 加 保 険 料
民間分	特別会計分		

（改定後）

(赤字料率による還元)		純 保 険 料	付 加 保 険 料
民間分	保険料等 充当交付金		

————— 純保険料に対して補填

(保険料等充当交付金の水準等について)

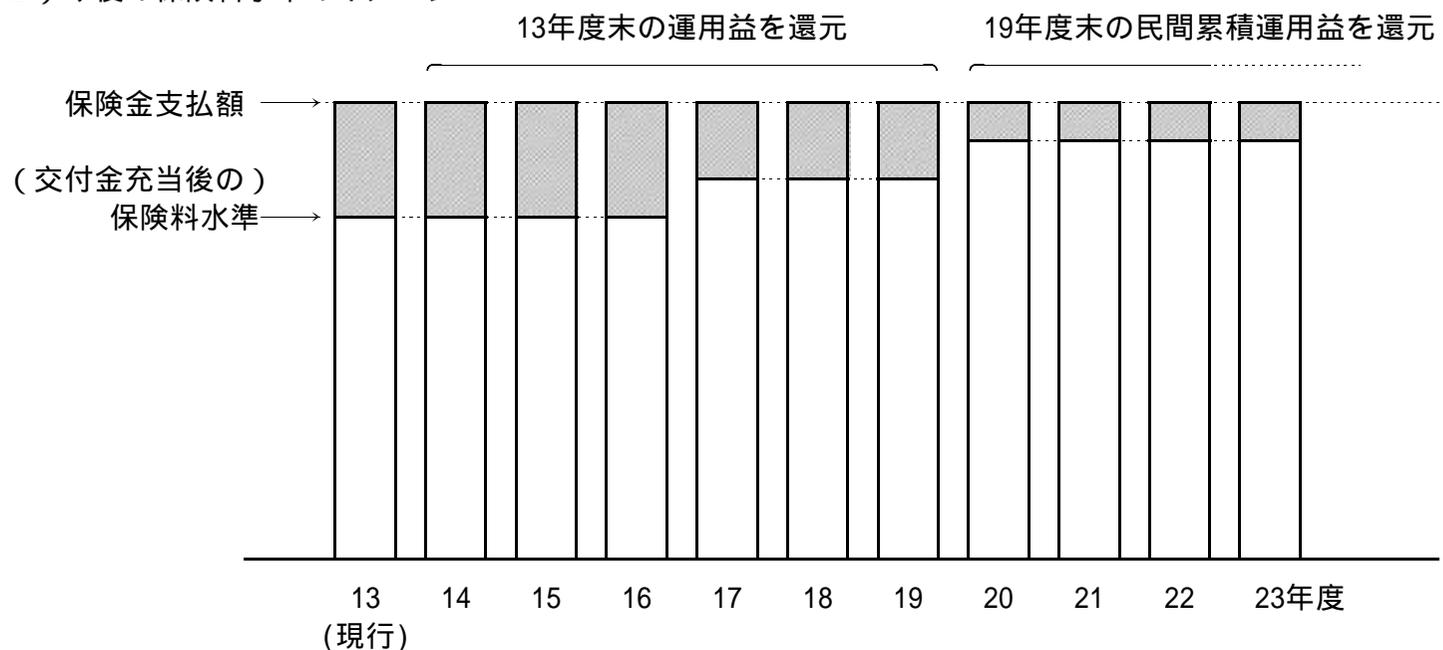
法律により、保険料等充当交付金の交付対象期間は平成 19 年度までの 6 年間とされており、その後、自動車ユーザーの保険料負担は増加せざるを得ない。このため、当初 3 年間は厚めに還元を行い、後半 3 年で残額を還元することにより、6 年後に急激な保険料負担の増加が生じることを防ぐこととする。

保険料等充当交付金については純保険料部分に対する補助とし、車種毎・地域毎の純保険料に対し、一定割合で交付する。なお、政府再保険制度の対象となっていない原動機付自転車については、保険料等充当交付金の対象とならない。

前回の保険料改定（平成 9 年 5 月）では平成 16 年度まで現行保険料を維持することを予定していたことを踏まえ、当初 3 年間の保険料（交付金充当後）の水準は、総額で現行と同水準となるように設定する。

付加保険料については、事務コストの合理化等を盛り込むとともに、社費分の収支残の還元を行うこととする。

(参考 2) 今後の保険料水準のイメージ



介護を要する重度後遺障害者に対する保険金限度額の増額について（案）

（現状）

交通事故は、近年増加傾向にある。また、死者数は減少してきているが、負傷者数は増加している。（参考1）
また、負傷者の中で、重い後遺障害に陥るケースが高い率で増加している。（参考2）

重度後遺障害者については、死亡者よりも総損害額が高くなる傾向がある一方、自賠責保険の保険金限度額は最高でも、死亡者と同額（後遺障害第1級の場合）とされている。（参考3）

こうした現状を踏まえ、昨年6月の自賠審答申では、介護を要する重度後遺障害者に対して、別枠で介護料を支給すべきとの提言をいただいている。

（参考1）交通事故の発生状況（人）

年	事故件数	死者数	負傷者数
元	661,363	11,086	814,832
5	724,675	10,942	878,633
12	931,934	9,066	1,155,697

（参考3）交通事故被害者の総損害額の状況（万円）

	死 亡	後 遺 障 害	
		第1級	第2級
平均総損害額	3,635	5,494	3,937
保険金限度額	3,000	3,000	2,590

（参考2）後遺障害等級別件数の概要（人）

年度	合 計	うち第1級	うち第2級
元	35,545	628	190
11	46,930	1,293	379
（増加率）	（+32.0%）	（+105.9%）	（+99.5%）

- ・総損害額は、保険会社が算定した過失相殺前の総損害額。
- ・国土交通省資料による。

（介護を要する重度後遺障害者に対する保険金限度額の増額について）

以上のような現状を踏まえ、次の制度改革を行うこととする。

- ・後遺障害者のうち、常時介護を要する者（後遺障害第1級3・4号）及び随時介護を要する者（後遺障害第2級3・4号）に対する保険金の増額を行う。
- ・常時介護を要する者に対する保険金限度額は現行より1000万円多い4000万円、随時介護を要する者に対する保険金限度額は現行より410万円多い3000万円（現行の第1級と同額）とする。
- ・保険金の費目は、介護のための一時金及び慰謝料とする。（保険金の迅速な支払いが可能。労災保険や介護保険など他の救済制度との併給調整が生じない。）